

令和7年度 第2回 横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年1月8日（木） 14時00分～16時00分
- 2 場 所 横浜市役所 18階会議室みなと3
- 3 出席者 石田 麻子 委員長、佐々木 豊子 委員、箕口 一美 委員、吉本 光宏 委員
- 4 欠席者 伊藤 裕夫 委員
- 5 傍聴者 無し

6 議事内容

議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 定足数の確認 2 委員会の公開・非公開について 3 議題1：横浜みなとみらいホール第4期指定管理者選定スケジュール及び選定方法について 4 議題2：指定管理者選定関係資料について 5 その他
議事・ 委員意見等	<ol style="list-style-type: none"> 1 定足数の確認 「横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会運営要綱」第7条第3項に基づき、委員数5名のうち4名の出席により定足数を満たしており、会議の成立を確認した。 2 委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条及び横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、「議題1：指定管理者選定関係資料について」以降の審議を非公開とした。 3 議題1：横浜みなとみらいホール第4期指定管理者選定スケジュール及び選定方法について 事務局から選定スケジュールと選定方法（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を非公募（単独指名）により選定）について説明を行い、了承された。 4 議題2：指定管理者選定関係資料について 事務局から選定関係資料（選定要項、業務の基準、提案課題、評価規準項目等）の説明を行い、委員の意見交換を行った。管理業務等に関する資料については、事務局に一任することを確認した。 <p style="text-align: center;">【主な委員意見及び事務局回答】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 選定期間及びスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・委員より、人材育成・関係構築・長期計画の観点から非公募10年が望ましいとの意見があった。市としても、選定方法における、指定管理期間（5年・10年）や公募・非公募の妥当性については、第5期以降の指定においても継続して検討を行っていくとした。

	<p>(2) 選定関係資料全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準点未満の場合の取扱いは →最低基準点（200点中120点）未満の場合は不選定となる。 ・指定管理料上限5億5,989万円/年の前提と、賃金・物価変動が激しい場合の対応は？ →指定管理料は現時点の見通しで上限設定した。賃金・物価の上振れは賃金スライドや物価高騰支援により補正を実施。 ・修繕枠は1件200万円未満＝指定管理者、200万円以上＝市、年間500万円とあるが、前期比の考え方は？ →修繕は前期（5年900万円・1件上限100万円）から拡充している。 ・資料4：P6の「常勤職員の資格要件はありませんが」という表現が、資料5の高度な人材要件と齟齬が生じているように思える。 →誤解を招かないよう表現の見直しを実施する。 ・「デジタル技術を活用した教育・普及」だとデジタルに限定して見えるため、「デジタルの活用も含め、多様な方法で」へ修正した方が良い。 →表現の見直しを実施する。 ・使命2の定例指標の「総来場者数」とはどのような定義なのか。 →利用者数を指すので、表記を修正する。 ・使命4の定量指標の「学校等へのアウトリーチ」は対象が学校偏重に見える。対象を来場困難者（高齢者施設、障害者施設等）へと表現を広げるべき。 →表現の見直しを実施する。 ・指標について、目標値の横に実績値（例：R6実績）を記載する欄を設けると、目標の積極性を評価しやすい。 →可能な指標には実績値の記入欄を追加する。 ・新しい「自主事業（A/B型）」の運用について、指定管理会計と別会計とする場合の施設使用料や人件費などの内部振替方法は？ →制度所管課と整理し、取扱いを明文化のうえ委員へ共有する。 ・「自主事業（A/B型）」の評価の取扱いは？ →自主事業は加減点のみで、通常200点の評価に内包しない。 <p>(3) 管理業務等に関する資料の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
審議結果	1 「議題2：指定管理者選定関係資料について」は、選定要項、業務の基準、提案課題、評価規準項目についての各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえ

	<p>で確定する。確定した選定関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイト上で公表を行う。</p> <p>また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。</p>
--	--